

# 平成20年度宮城県歯科保健推進協議会

日時 平成21年3月27日(金)  
午後2時から  
場所 県庁11階1101会議室

次

第

---

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 報告事項

- (1) 歯科健康診査・歯科保健事業の実施状況について
- (2) 平成20年度宮城県歯科保健事業の実績について
- (3) 平成21年度宮城県歯科保健事業について

## 4 議 題

乳幼児歯科健康診査における要観察歯の取扱いについて

## 5 その他

## 6 閉 会

---

### 資料一覧

- |     |                           |
|-----|---------------------------|
| 資料1 | 歯科健康診査・歯科保健事業の実施状況        |
| 資料2 | 平成20年度歯科保健事業実績            |
| 資料3 | 市町村の歯科保健事業                |
| 資料4 | 平成21年度歯科保健事業              |
| 資料5 | 乳幼児歯科健康診査における要観察歯の取扱いについて |

宮城県歯科保健推進協議会出席者名簿

委 員		
氏 名	所 属 ・ 職 名	備考
小 関 健 由	東北大学大学院歯学研究科教授 (口腔保健発育学講座 予防歯科学分野)	会長
山 本 壽 一	社団法人宮城県歯科医師会副会長	副会長
藤 原 俊 明	社団法人宮城県歯科医師会常務理事	
小 田 泰 子	宮城県医師会常任理事	欠席
奥 谷 房 子	宮城県歯科衛生士会会長	
齋 籐 俊 一	宮城産業保健推進センター副所長	欠席
長谷川 孝 子	宮城県手をつなぐ育成会副会長	欠席
西 澤 優 李 子	宮城県老人福祉施設協議会会長	
米 山 健 治	宮城県学校保健会副会長	
並 河 紋 子	仙台市健康福祉局保健衛生部健康増進課課長	
阿 部 純 子	塩竈市健康福祉部健康課長	
木 村 まき子	宮城県行政栄養士設置市町村連絡協議会会長	

宮 城 県		
氏 名	所 属 ・ 職 名	
高 橋 秀 敏	保健福祉部次長	
佐々木 清 司	参事兼健康推進課課長	
小 林 信 行	子ども家庭課課長	
西 條 力	副参事兼健康推進課課長補佐(総括)	
横 山 眞 弓	技術補佐(班長)	
布 田 清	健康推進課課長補佐(健康推進班長)	
佐 藤 きえ子	子ども家庭課 主任主査	
千 葉 淳 子	スポーツ健康課 主任主査	
阿 部 淳 一	健康推進課 主任主査	
佐々木 留美子	健康推進課 技術主査	
八 巻 直 恵	健康推進課 技術主査	
高 橋 勝	健康推進課 主査	

## 歯科保健推進協議会条例

### (設置)

第一条 知事の諮問に応じ、歯と口腔くわうの健康づくりの推進に関する重要事項を審議するため、宮城県歯科保健推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (組織等)

第二条 協議会は、委員十二人以内で組織する。

2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第三条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。  
(会議)

第四条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

宮城県歯科保健推進協議会の委員	出席一回につき 一、六〇〇円	六 級
-----------------	----------------	-----